

食品の安全性の
確保等に関する報告

～平成 23 年度～

岐 阜 県

目次

岐阜県食品安全行動基本計画とは	1
第1章 第2期計画の中間評価.....	2
着眼点1 安全な食品の供給確保.....	2
(1)安全な食品の生産.....	2
(2)検査及び監視の体制の整備	2
(3)適正表示の推進	4
着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上	4
(4)県民と食品関連事業者の信頼確保	4
(5)積極的な情報開示及び知識の普及.....	5
(6)県民の意見の反映.....	5
着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり	6
(7)危機管理体制の整備	6
(8)調査研究の推進等	6
(9)食品の安全性に関わる人材の確保及び育成.....	6
第2章 平成23年度の取り組み.....	7
着眼点1 安全な食品の供給確保.....	7
(1)安全な食品の生産.....	7
アクション1 ぎふグリーン農業の推進【重点2】	7
アクション2 農薬の適正使用等の徹底.....	8
アクション3 動物用医薬品の適正使用の徹底.....	8
アクション4 食品関連施設における自主管理体制の推進.....	9
(2)検査及び監視の体制の整備	10
アクション5 食品関連施設に対する監視指導【重点1】.....	10
アクション6 食中毒の予防対策	11
アクション7 農産物の残留農薬の検査【重点1】.....	12
アクション8 牛海綿状脳症(BSE)の検査【重点1】.....	12
アクション9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握.....	13
アクション10 遺伝子組換え食品の検査	13
アクション11 食品添加物の検査と適正使用の推進.....	14
アクション12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査【重点1】.....	15
アクション13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導.....	15
アクション14 輸入食品の検査【重点1】.....	16

(3)適正表示の推進	16
アクション 15 食品表示の監視指導【重点3】.....	16
アクション 16 「顔の見える食品表示」の普及.....	17
アクション 17 食品表示ウォッチャーの活用【重点3】.....	17
着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上	18
(4)県民と食品関連事業者の信頼確保	18
アクション 18 消費者と生産者との交流の推進.....	18
アクション 19 地産地消の推進【重点2】.....	19
アクション 20 トレーサビリティの推進.....	20
アクション 21 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上【重点3】	20
(5)積極的な情報開示及び知識の普及	21
アクション 22 県民を対象とした講習会等の開催.....	21
アクション 23 ホームページ・広報資料等による情報提供.....	21
アクション 24 食品に関する相談窓口の開設【重点4】.....	22
(6)県民の意見の反映.....	22
アクション 25 リスクコミュニケーションの推進.....	22
アクション 26 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取.....	23
着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり	24
(7)危機管理体制の整備	24
アクション 27 食品の危機管理に関するマニュアルの徹底	24
アクション 28 食品の危機管理に関する連携【重点4】	24
(8)調査研究の推進等	24
アクション 29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究.....	24
アクション 30 食品の監視指導等に関する調査研究.....	25
(9)食品の安全性に関わる人材の確保及び育成.....	25
アクション 31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員のエデュケーション	25
アクション 32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援	26
数値目標の達成状況.....	27

岐阜県食品安全行動基本計画とは

「岐阜県食品安全行動基本計画」とは、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全基本条例 20 条の規定に基づき、岐阜県が策定している計画です。

3つの着眼点と9つの施策の基本となる事項

着眼点1 安全な食品の供給確保

- (1)安全な食品の生産
- (2)検査及び監視の体制の整備
- (3)適正表示の推進

着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

- (4)県民と食品関連事業者の信頼確保
- (5)積極的な情報開示及び知識の普及
- (6)県民の意見の反映

着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

- (7)危機管理体制の整備
- (8)調査研究の推進等
- (9)食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

計画は現在、第2期に入っています。

第2期計画の計画期間は、平成 21～25 年度の5年間です。

第2期計画では、3つの着眼点と条例に定められた9つの施策の基本となる事項の下、32 のアクションプランが設定されています。各アクションプランには、具体的な対策と数値目標が定められています。

さらに、特に力を入れて取り組む4つの重点施策を設定し、メリハリのある計画としています。

重点施策

- 重点1 検査体制の強化
- 重点2 地産地消の推進
- 重点3 食品表示の適正化
- 重点4 食品の危機管理体制の強化

【参考 食品安全推進に係る取り組みの経緯】

平成 13 年 9 月	国内で初めての BSE(牛海綿状脳症)の発生、食品の偽装表示事件、無登録農薬の使用など食品の安全を揺るがす問題が表面化
平成 15 年 5 月	食品安全基本法の制定
平成 15 年 12 月	「岐阜県食品安全基本条例」制定(議員提案、全国初)
平成 16 年 4 月	「岐阜県食品安全基本条例」施行
平成 16 年 6 月	「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定・公表 以後、基本計画に基づき、関係課室が連携して総合的な食品の安全・安心対策を実施
平成 17 年 9 月	条例の規定に基づき平成 16 年度の施策の実施状況について議会に報告。以後、毎年度 9 月議会厚生環境委員会で前年度の施策の実施状況について報告
平成 20 年 3 月	条例の一部改正(自主回収情報の提供等)
平成 21 年 4 月	岐阜県食品安全行動基本計画(第2期)を策定・公表

第1章 第2期計画の中間評価



平成23年度は第2期計画の中間年度に当たることから、計画に基づく施策の実施結果等について中間評価を行うこととし、これまでの3年間の実績と最終年度に向けた今後の課題・対策をまとめました。

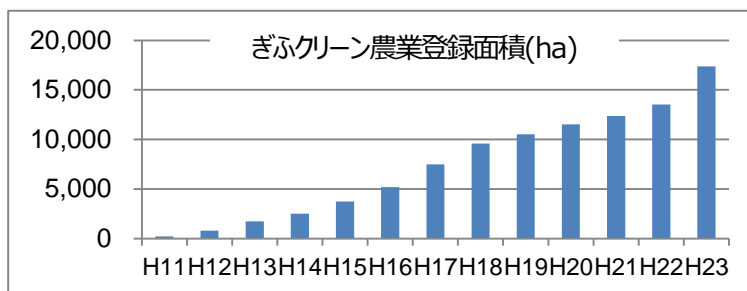
社会情勢の変化や中間目標値の達成状況に基づき、別途、第2期計画の追加・見直しも行いました。

着眼点1 安全な食品の供給確保

(1)安全な食品の生産

○ぎふグリーン農業が広がりました。**重点2**

安全で環境にも優しい「ぎふグリーン農業」の生産登録面積は17,367ha、県内作付面積のおよそ3分の1にまで広がりました。



○農薬、動物用医薬品の適正使用を徹底しました。

事業者への立入検査や研修会の開催を行い、農薬、動物用医薬品が適正に使用されるように努めました。3年間に基準違反事例はありませんでした。

○食品関連事業者による自主的な衛生管理を支援しました。

講習会や食品衛生指導員による巡回指導により、食品関連事業者に食品衛生に関する最新の情報を提供しています。HACCP手法を取り入れた自主衛生管理システムの構築を支援しました。3年間に優良施設2施設について知事表彰(HACCP推進優良施設表彰)を行いました。

【課題と対策】

○ぎふグリーン農業を県民の皆さんにもっと知っていただきます。**重点2**

平成23年度のぎふグリーン農業の認知度は29%で、中間目標値(70%)を下回りました。

認知度の向上は流通販売の増加、ぎふグリーン農業の拡大につながると考えられるため、量販店や直売所でのPR、各種イベントやマスメディアの活用、消費者との交流会の開催などに取り組んでいきます。

(2)検査及び監視の体制の整備

○食品関連施設に対する計画的な立入検査を行いました。**重点1**

「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき食品関連施設の立入検査を行いました。3年間毎年、施設監視達成率は100%を超えました。食品衛生法に違反した事業者には、厳格に対応しました。

<3年間の行政処分件数>

営業停止	35件
回収命令	7件

○科学的な検査により、県内に流通する食品の安全性を確認しました。**重点1**

残留農薬・牛海綿状脳症(BSE)・遺伝子組換え・食品添加物・残留動物用医薬品・健康食品の検査を行い、県内に流通する食品の安全性を確認しました。特に輸入食品については、県民の皆さんの不安が高いことから検査を強化し、

3年間毎年、目標数以上の検査を行いました(目標数の100~179%を実施)。

【課題と対策】

○県内に流通する食品の放射性物質検査を行います。

【計画に追加しました】

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波が発生しました。被災した東京電力福島第一原子力発電所からは大量の放射性物質が飛散し、空気、土壌、水、食品等が汚染されるという事態が生じました。

食品の放射性物質汚染という新たな問題に対応するため、計画の重点施策としてアクション33「食品中の放射性物質の検査」を追加し、県内に流通する食品について継続的に検査を行うとともに、県民の皆さんに情報提供をしていきます。

【これまでの県の対応】

- 平成23年5月から6月にかけて、県内5か所で食品の放射能汚染をテーマにミニシンポジウムを開催(参加者数:317名)したほか、11月にも食品の放射能汚染をテーマにシンポジウムを開催(参加者数:170名)し、情報提供と意見交換を行いました。(「リスクコミュニケーションの推進」(アクション25)の取り組みとして)
- 平成23年7月に放射性セシウムに汚染された可能性のある東北産の稲わらを県内の肉用牛に給与した事例が発生したことから、8月から県内産肉用牛の全頭検査を開始しました。
- 県内で生産される主要な農畜水産物の安全性を確認するため、平成23年11月から県内で生産される主な作物等を対象とした放射性物質のモニタリング検査を開始しました。
- 平成24年4月から東日本産の農畜水産物の放射性物質検査を開始しました。

【食品中の放射性物質の基準値】

- 国は、食品による内部被ばくを防ぐため、平成23年3月17日から、食品に含まれる放射性物質について暫定規制値を定め、規制を行いました。
- 平成24年4月1日からは、より一層、食品の安全と安心を確保するため、年間の線量の上限を「1ミリシーベルト」とする新たな基準値が適用されています。

<放射性セシウムの基準値> (単位:ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

<用語解説>

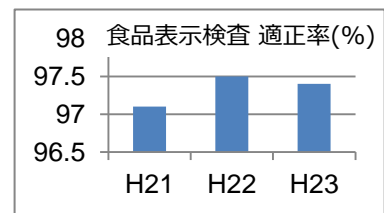
放射性物質	放射線を出す能力(放射能)を持つ物質のこと。
放射線	粒子線や電磁波のこと。アルファ線、ベータ線、ガンマ線など。
シーベルト	放射線による人体への影響の大きさを表す単位。記号は Sv。 1シーベルト(Sv)=1,000ミリシーベルト(mSv) 1ミリシーベルト(mSv)=1,000マイクロシーベルト(μSv)
ベクレル	放射性物質が放射線を出す能力(放射能)の強さを表す単位。記号は Bq。

(3)適正表示の推進

○適正な食品表示を徹底しました。**重点3**

「強化月間」を定め関係機関合同で集中的に食品表示に関する立入検査をしました。3年連続で検査した食品の97%超について適正に食品表示が行われていました。法令に違反した事業者に対しては指示・公表を厳格に行いました。

食品関連事業者に対し講習会を開催し、コンプライアンス(法令遵守)意識の向上に努めました。



3年間の指示・公表(JAS法)件数	6件
-------------------	----

○食品表示ウォッチャーに活躍していただきました。**重点3**

県民(H23:130名)の方に「食品表示ウォッチャー」になっていただき、日常の買物の中で不適切な表示を見かけたときには報告をしていただきました。県はいただいた情報を基に立入検査を行いました。

着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

(4)県民と食品関連事業者の信頼確保

○食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上に努めました。**重点3**

食品関連事業者を対象に3年間で9回、関係法令の講習会を開催し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

○生産者と消費者の交流が深まりました。

生産現場の視察をして楽しく学ぶ食品安全セミナーや親子での収穫体験を行い、生産者と消費者の信頼関係の構築に努めました。

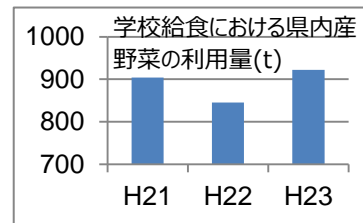
【課題と対策】

○学校給食で使われる県内産野菜をもっと増やします。**重点2**

【計画を見直しました】

学校給食における県内産野菜の利用量は中間目標値(1,000t)を下回りました(H23:922t)。学校給食における青果物の総使用量が想定以上に減少しているため、最終目標値を1,200tから1,100tに見直しました。

地元農産物の供給者と学校給食関係者の連携を図り、地元農産物を地元で活用する仕組みづくりを支援していきます。



○米トレーサビリティ法に基づく監視指導を行います。

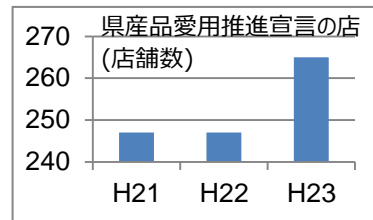
【計画に追加しました】

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が平成23年7月から完全施行されたことに伴い、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達が適切に行われるよう、監視指導を行っていく必要があります。

このため、アクション20「トレーサビリティの推進」に、米トレーサビリティ法に基づく監視指導を行うことを明確に位置づけるとともに、米トレーサビリティ法に基づく立入検査を年間500件以上行うという数値目標を設定しました。

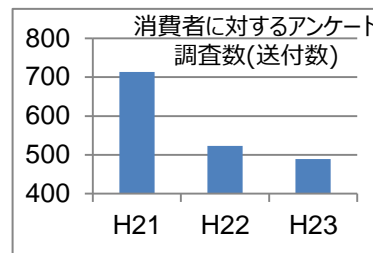
○県産品愛用推進宣言の店をもっと増やします。**重点2**

県産品愛用推進宣言の店の数は、中間目標値(270 店舗)を下回りましたが(H23:265 店舗)、継続的に、制度及び店舗の更なる周知を図り、消費者が県産品とふれあう環境づくりを推進していきます。



○消費者の購買行動・意識をもっと知ります。

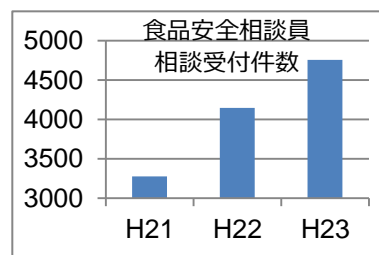
県が行っている農産物購入に関するアンケート調査の対象としている県政モニターの数(送付数)が年々減っています(中間目標値:500 名、H23 :489 名)。農業フェスティバルなどの農業イベントでもアンケートを行い目標達成に努めます。



(5)積極的な情報開示及び知識の普及

○食品安全相談員が県民の皆さんからの相談に応えました。**重点4**

食品に関する専門的な知識を有する食品安全相談員を県内5か所の保健所と県民生活相談センターに配置しています。県民の皆さんからの相談は年々増えています。



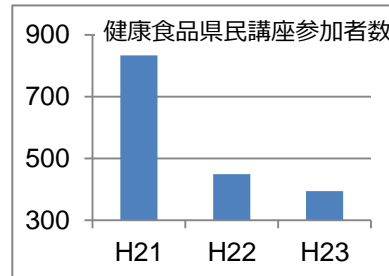
○食品のリスクに関する情報提供を行いました。

県のホームページや県が作成する情報誌「食卓の安全・安心ニュース」により、食中毒予防のほか「どんな食品にもリスクはある」「物質が毒になるかどうかは量によって決まる」など、食品の安全を考える際に大切なことを伝えています。平成23年度には、食品の放射性物質汚染に関する情報提供も行いました。

【課題と対策】

○健康食品県民講座に県民の方にもっと参加していただきます。

不適正な健康食品を排除するため、健康食品に関する正しい知識を社会に広めることが大切です。そのために開催している健康食品県民講座への参加者が年々減っており、平成23年度は中間目標値(500 名/年)を下回りました(H23:394 名)。多くの方が受講できるよう他機関との共催を検討します。



○情報発信等の強化に努めます。

【計画に追加しました】

民間ソーシャルメディアサービス等を活用し、情報発信等をさらに強化していく必要があります。このため、アクション23「ホームページ・広報資料等による情報提供」に、民間ソーシャルメディアサービスの利用等を位置づけました。

(6)県民の意見の反映

○リスクコミュニケーションを推進しました。

リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者間で情報や意見を交換しようというものです。食品のリスクに関するシンポジウムや意見交換会を継続的に行いました。

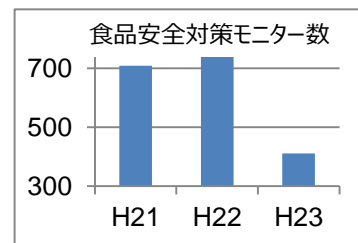
特に平成23年度は、通常の実施に加え、食品の放射性物質汚染や肉の生食による食中毒死亡事件を受けて緊急ミニシンポジウム(計7回)を開催するなど、取り組みを強化しました。

【課題と対策】

○食品安全対策モニターにもっと多くの県民の方になっていただきます。

県主催の食品安全セミナーに参加いただいた方で希望される方に「食品安全対策モニター」になっていただき、アンケートへの回答や食品安全に関する意見提出をしていただいています。

任期(4年)満了に伴いモニターが減り、中間目標値(500名)を下回りました(H23:411名)。セミナー参加者によりいっそう働きかけていきます。



着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

(7)危機管理体制の整備

○食品の危機管理に関するマニュアルを関係職員に周知しました。

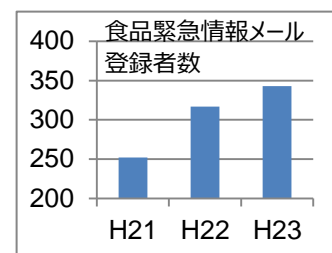
「健康危機管理対策の指針」「食中毒調査マニュアル」「食中毒検査マニュアル」「毒物中毒等危機管理マニュアル」「感染症対策マニュアル」を関係職員に周知徹底しました。

○食品の安全確保のため、食品関連事業者と行政関係機関が連携しました。**重点4**

食品関連事業者と行政関係機関で「岐阜県食品安全連絡会議」を設置し、食品の危機管理に関する情報や意見の交換を3年間で6回行い、連携強化と危機管理体制の構築・強化を図りました。

○「食品緊急情報メール」を配信しました。**重点4**

県は、食品の回収情報や食中毒への注意を促す情報を、配信希望者にメールで配信しています。3年間で475件のメールを送信しました。登録者数は年々増加し、中間目標値(300件)を達成しました(H23:343件)。



(8)調査研究の推進等

○食品安全に関する調査研究を進めました。

県の研究機関においてさまざまな調査研究を進めました。研究の成果は、食品関連事業者に対する助言・指導に有効活用しました。また、各種の研修を行い、食品の監視指導に携わる職員の知識と技術の向上に努めました。

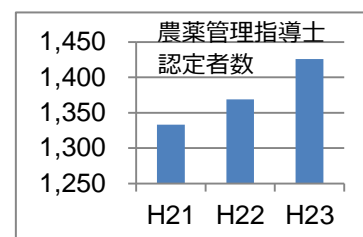
(9)食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

○研修会に参加し、知識と検査技術の向上に努めました。

国等が主催する各種の技術研修会に担当職員が参加し、知識と検査技術の向上に努めました。

○食品衛生指導員の支援、農薬管理指導士の育成をしました。

県は、食品関連施設を巡回指導する食品衛生指導員((社)岐阜県食品衛生協会が委嘱)に食品衛生に関する最新の情報を提供し、活動を支援しました。農薬取り扱いの指導的役割を担う農薬管理指導士の育成に努め、中間目標値(1,300名)を達成しました(H23:1,426名)。



第2章 平成23年度の取り組み

着眼点1 安全な食品の供給確保

(1)安全な食品の生産

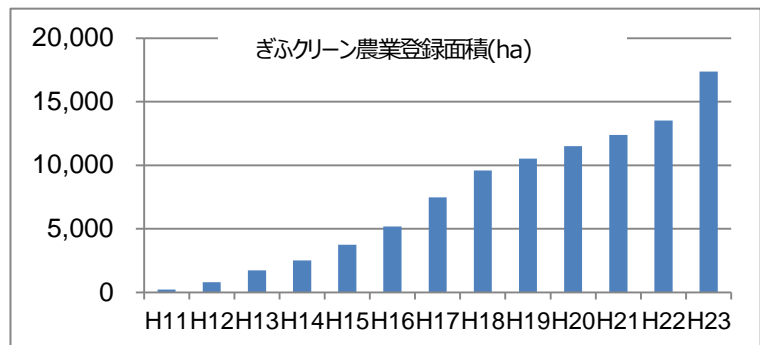
アクション1 ぎふグリーン農業の推進【重点2】

ぎふグリーン農業を推進し、県民へ安全・安心な農産物の提供を進めます。

○ぎふグリーン農業表示制度の生産登録拡大に対する生産者支援【農産園芸課】

生産者組織に対し、ぎふグリーン農業をベースとした付加価値の高い農産物づくりに必要な機械や施設の設置の支援をしました。生産登録面積は17,367haとなり、県内作付面積の約3分の1となりました。

ぎふグリーン農業の一形態である有機農業については、登録認定機関として認定業務を行いました。



○ぎふグリーン農産物の流通販売の拡大に対する支援【農産園芸課】

次の事業に取り組み、ぎふグリーン農業の普及に努めました。

- ・ 重点分野雇用創出事業を活用し、PRキャラバン隊による店頭イベント(90回)を行いました。
- ・ 量販店や直売施設(計16店舗)にぎふグリーン農産物販売コーナーを設置しました。
- ・ 消費者キャンペーン(2回)、産地見学ツアー(2回)、保育園・幼稚園訪問(21園)を行いました。
- ・ メディアを活用し、新聞広告の掲載(4回)や無料配布の食育雑誌に紹介記事掲載(4回)を行いました。

○ぎふグリーン農産物の信頼性向上【農産園芸課】

外部有識者で構成される「ぎふグリーン農業表示審査会」を2回開催し、栽培基準の設定や表示制度の改善についてご意見をいただきました。

また、「ぎふグリーン農業生産」又は「ぎふグリーン農産物加工」の登録更新(197件)を行いました。

また、登録申請等に必要残留農薬検査の支援(131検体)を行いました。

アクション2 農薬の適正使用等の徹底

農薬の適正な販売及び使用の徹底を図り、安全・安心な農産物の供給を確保します。

○農薬販売店の検査【農産園芸課】

農薬販売店に対する検査(893件)を行いました。無登録農薬を取り扱っている販売店はありませんでした。

<農薬販売店への検査実施状況>

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年度末時点の農薬販売店数(A)	1,309	1,266	1,272	1,246	1,214	1,216	1,188	1,185
検査件数(B)	2,179	1,630	919	625	673	644	825	893
1店舗当たりの検査件数(B/A)	1.66	1.29	0.72	0.50	0.55	0.53	0.69	0.75
無登録農薬の取扱件数	0	0	0	0	0	0	0	0

○農薬の適正販売・使用の徹底【農産園芸課】

農薬販売店や農薬使用者を対象に研修会を行い(開催回数:7回、参加者数:509名)、農薬販売の届出義務の周知徹底や農薬の適正保管・管理の指導に努めました。

○生産者の自主管理体制の整備に対する支援【農産園芸課】

残留農薬の自主検査の費用を助成しました(5検体)。農薬使用履歴の記帳に関する講習会を90回行いました。

アクション3 動物用医薬品の適正使用の徹底

動物用医薬品の適正な流通及び使用の徹底を図り、安全・安心な畜産物の供給を図ります。

○適切な動物用医薬品の流通・使用【畜産課】

動物用医薬品一般販売業者(32店舗)に立ち入り、動物用医薬品の管理状況の確認や取扱品目の点検を行いました。動物用医薬品は、すべての事業所において適正に取り扱われていました。

また、飼育動物診療施設(64施設)に立ち入り、動物用医薬品の適正な保管や指示書の発行に関する指導を行い、獣医療法、薬事法が遵守されるよう努めました。

また、県内に流通している動物用医薬品(2品目)について、収去検査を行い、含有成分などを調べました。すべての品目について適正であることを確認しました。

○畜産農家の現場の実態に即した指導・啓発【畜産課】

県内5地域24か所の畜産農家に立ち入り、動物用医薬品の使用状況や診療獣医師の指示書の発行確認など、動物用医薬品の適正使用について点検した結果、すべての畜産農家について適正であることを確認しました。

○家畜疾病発生予防、適切な動物用医薬品の使用の啓発【畜産課】

畜産農家を巡回し、畜産農家が守るべき管理基準(畜舎や器具の清掃・消毒、野鳥の侵入防止、家畜の健康管理の徹底など)について点検を行いました。不備があった農家に対しては適切な改善方法を指導しました。

また、畜産農家や獣医師、市町村担当者を対象とした広報誌の発行や会議の開催により、飼養衛生管理基準の普及啓発に努めました。

アクション4 食品関連施設における自主管理体制の推進

食品関連施設において、食品関連事業者による自主的な管理体制を確立することにより、製造、輸入、調理、販売などを行う食品の安全性の確保を図ります。

○食品関連事業者に対し食品衛生法上の責務を周知徹底【生活衛生課】

食品衛生法に基づく営業許可を有する食品営業施設ごとに、食品衛生責任者が選任されています。

食品衛生責任者は、毎年、食品衛生に関する講習会を受講することが義務づけられています。

講習会名	実施回数	参加者数
食品衛生責任者養成講習会	19回	1,243名
食品衛生責任者再教育講習会	173回	21,776名

食品衛生責任者の資格を取得するための食品衛生責任者養成講習会(19回)、食品衛生責任者再教育講習会(173回)を行い、食品衛生法上の責務や自主管理の重要性と具体的な推進方法の周知に努めました。

○(社)岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員活動に対する助言指導【生活衛生課】

(社)岐阜県食品衛生協会は、食品衛生に関する豊富な知識と技術を有する会員を「食品衛生指導員」に委嘱しています。食品衛生指導員は、食品関連施設を巡回し、食中毒予防などの食品衛生知識の普及や、営業者が作成している自主点検表の確認、簡易細菌検査など、自主的な衛生管理活動を行っています。県は、食品衛生指導員に最新の食品衛生に関する情報を提供し、活動を支援しました。

食品衛生指導員数(平成23年度末)	822名
食品衛生指導員が行った巡回指導件数	62,328件

○自主的な衛生管理の徹底【生活衛生課】

営業者の自主的な衛生管理を支援するために(社)岐阜県食品衛生協会が行っている食品の自主検査事業及び事業者検便事業に対し技術的な助言等の協力を行いました。

自主検査実施数	2,340検体 (延べ4,365項目)
事業者検便実施数	32,500検体

○HACCPシステム導入の支援

食品関連事業者を対象に自主衛生管理推進支援研修会を開催し(開催回数:2回 参加者数:42名)、HACCP(危害分析重要管理点)手法を取り入れた自主衛生管理システムの構築を支援しました。

○事業者による管理運営要領の作成の支援【生活衛生課】

岐阜県食品衛生法施行条例に基づき、食品関連事業者は「管理運営要領」を作成・遵守する必要があります。

県は、「食品事業者のための衛生管理マニュアル作成の手引き」(県作成)を用いて、自主衛生管理推進支援研修会を行い(実施回数:2回、参加者数:42名)、食品関連事業者による管理運営要領の作成を支援しました。

(2) 検査及び監視の体制の整備

アクション5 食品関連施設に対する監視指導【重点1】

食品の調理、製造、加工、販売における施設の衛生管理の向上と食品の適切な取り扱いを徹底させます。

○危害度の高い業種や過去に食品事故の発生があった施設に対する重点的な監視指導【生活衛生課】

「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設を取り扱う食品の種類・営業特性・規模でレベル分けし、特に高度な衛生管理が必要な施設の監視指導を重点的に行いました。

○施設の拭き取り検査や収去検査による科学的データに基づいた監視指導【生活衛生課】

岐阜県食品衛生法施行条例で定める「管理運営基準」の履行状況(施設の衛生管理、食品の取扱方法、添加物の使用方法、食品表示など)を確認するため、食品営業施設に立入検査を行いました。

必要に応じて施設の拭き取り検査や収去検査を行い、科学的データに基づき、指導を行いました。

○食品関連事業者に対する管理運営要領の作成、食品の製造・加工に係る記録保管の指導【生活衛生課】

食品関連事業者向けの講習会や、食品営業施設への立入検査の際に、管理運営要領の作成や食品の製造・加工に係る記録の保管について指導しました。

○不良食品・表示違反食品等に対する指導【生活衛生課】

食品衛生法違反又はその疑いがある食品が発見された際には、県内外を問わず、食品の製造施設、販売施設を所管する自治体と連携し、違反食品の排除や原因究明・再発防止を指導しました。

○監視指導結果に基づく措置【生活衛生課】

食品衛生法に違反した事業者に対しては、厳格な行政処分を行いました。

食中毒発生の原因となった飲食店等に対する営業停止処分(15件)、食中毒の原因となった有毒植物の回収命令(1件)、規格基準に違反した食肉製品、つくだ煮及び陶磁器の回収命令(3件)を行いました(有毒植物及び陶磁器の回収命令(計2件)は食品衛生法・条例の許可を要しない施設に対して行ったものであるため、下表の回収命令欄の数値には含まれていません)。行政処分については、その都度公表しました。

表示違反(4件)や食品の取り扱いの不備(5件)のあった事業者に対しては、始末書を徴収するなど厳格に指導を行いました。

<危害度レベル別監視指導実施状況(食品衛生法・条例の営業許可を要する施設)>

危害度レベル	主な業種	目標回数(回/年)	施設数	目標数	実施数	達成率(%)	営業停止	回収命令	廃棄命令	始末書	
1	飲食店営業(仕出し・弁当で1000食以上の調理施設、ホテル・旅館で収容人数100名以上の施設)、広域流通食品製造施設等	2	633	1,266	1,542	121.8	1	2			
2	飲食店営業(レベル1以外の仕出し・弁当及びホテル・旅館、簡易宿所)、食肉販売(細切行為等のあるもの)、添加物製造業等	1	7,467	7,467	7,613	102.0	7			6	
3	飲食店営業(一般食堂、その他)、缶詰又は瓶詰製造業、食肉販売業(レベル2以外)、つもの製造業、弁当そうざい販売業等	0.5	19,960	9,980	12,378	124.0	7			3	
4	飲食店営業(自動販売機)、喫茶店営業(自動販売機営業)、乳類販売業、氷雪販売業	0.2	8,579	1,716	3,610	210.4					
S	過去3年間に食品事故等の発生があった施設	2	37	74	85	114.9					
合計				36,676	20,503	25,228	123.0	15	2		9

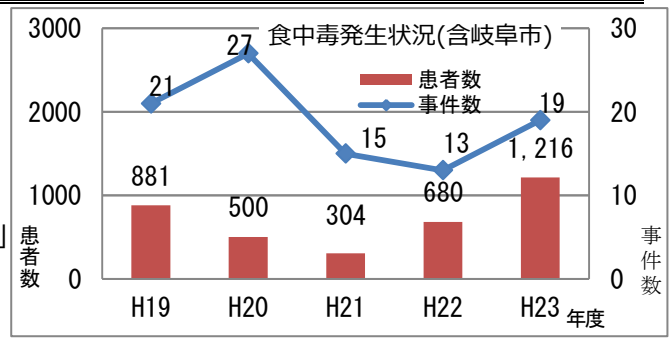
アクション6 食中毒の予防対策

食中毒事故の未然防止によって、県民の健康保護を図ります。

○食品衛生知識の普及啓発【生活衛生課】

「ノロウイルス」による食中毒や食肉の生食や加熱不足を原因とする「カンピロバクター」「腸管出血性大腸菌」による食中毒が全国で多発しています。

食品衛生責任者養成講習会や食品衛生責任者再教育講習会において、食中毒に関する情報提供を行い、食品衛生知識の普及啓発に努めました。



○食中毒発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導(危害度別重点監視指導)の実施【生活衛生課】

「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒発生の危害度の高い施設に対し、重点的な監視指導を行いました。

○調査・検査データに基づく監視指導の実施(食中毒事故防止調査事業)【生活衛生課】

食中毒の原因細菌のうち発生頻度の高いものを対象にして、重点的に汚染原因の調査を行っています。

平成 23 年度は、と畜場、食鳥処理場及びこれらに併設されている食肉処理施設(6 施設)を対象に、調理器具及び食肉の拭き取り検査や製品の収去検査を行い、科学的なデータに基づき指導を行いました。

○学校給食等の集団給食施設に対する監視指導、検食の収去検査及び調理従事者に対する衛生講習の実施(学校給食施設等衛生管理強化事業)【生活衛生課】

集団給食施設においては、食中毒が発生すると大規模化し、社会的影響も大きいいため、特に厳重な衛生管理が必要です。HACCP システムの概念を導入した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、集団給食施設(744 施設)に立入検査を行い、指導を行いました。

また、集団給食施設(100 施設)から調理済み食品等(185 検体)を収去し、細菌検査を行いました。2 検体で一般細菌数の基準を超えたため、原材料や器具の洗浄消毒方法の改善を指導しました。

また、米飯、パン、麺類などの製造を行う学校給食加工委託工場(31 施設)に立入検査を行い、指導を行いました。

集団給食施設の調理従事者を対象に、食品の衛生的な取り扱いに関する講習を行いました(開催回数:62 回、参加者数:2,649 名)。

<集団給食施設立入検査実施状況>

種別	対象施設数	延べ立入施設数	延べ調理作業中立入数
学校	161	277	146
病院	89	120	67
保育所	278	212	86
社会福祉施設	166	94	66
その他	50	49	26
合計	744	752	391

アクション7 農産物の残留農薬の検査【重点1】

農産物の安全性を検査により科学的に確認することにより、安全な農産物の流通確保に努めます。

○県内に流通する農産物に係る残留農薬検査の実施【生活衛生課】

県内に流通する農産物(160 検体)の残留農薬検査(延べ 32,320 項目)を行いました。

61 検体から残留農薬(117 種類)が検出されましたが、残留基準値を超過したものはありませんでした。

<残留農薬検査結果>

	検査対象物	食品数	延べ検査項目数	違反数
国内産	野菜・果物	70	14,140	0
	茶	2	404	0
	小麦粉	1	202	0
輸入品	野菜・果物	84	16,968	0
	茶	1	202	0
	小麦粉	2	404	0
合計		160	32,320	0

○(社)ぎふグリーン農業研究センターにおける残留農薬検査項目等の拡充、直売施設における履歴記帳等自主管理体制の強化【農産園芸課】

(社)ぎふグリーン農業研究センターでは、自主検査の依頼のあった農産物(1,096 検体)について残留農薬検査が行われました。

県は、講習会(90 回)を行い、朝市・直売所における自主管理体制の強化に努めました。また、自主管理体制の構築や残留農薬の自主検査を行った 3 組織(5 検体)に対し費用を助成しました。

アクション8 牛海綿状脳症(BSE)の検査【重点1】

安全で安心できる牛肉を県民に提供します。

○厳格なスクリーニング検査の継続実施【生活衛生課】

と畜場に搬入されるすべての牛について、牛海綿状脳症(BSE)の検査を行いました。すべての牛について異常は認められませんでした。検査結果は県のホームページで公表しています。

<BSE 検査頭数>

所管	検査機関	と畜場	検査頭数
岐阜県	県食肉衛生検査所	養老町立食肉事業センター	9,489(138)
	飛騨保健所	飛騨食肉センター	5,930(17)
	計		15,419(155)
岐阜市	市食肉衛生検査所	市食肉地方卸売市場	6,306(82)

():21ヶ月齢未満牛(内数)

○消費者に対する BSE に関する正しい知識の普及【生活衛生課、畜産課】

県のホームページにおいて厚生労働省、農林水産省、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所のホームページへのリンクを設定するなど、BSE に関する正しい知識の普及に努めました。

○飼養途中で死亡した 24 ヶ月齢以上の牛を対象とした BSE 検査の実施【畜産課】

死亡牛(飼養途中で死亡した 24 ヶ月齢以上の牛)に対する BSE 検査を実施し、清浄性の確認を行いました。

平成 23 年度は、550 頭の死亡牛について検査を行いました。すべての死亡牛について異常は認められず、県内の清浄性を確認しました。

アクション9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握

食品を経由して人に影響を及ぼすおそれのある物質による環境中及び食品中の汚染及び分布状況を調査し、県内で生産される食品の安全性を確認します。

○ダイオキシン類による環境の汚染状況の調査の実施【環境管理課】

ダイオキシン類による環境の汚染状況を調査しました。すべての調査地点において、環境基準に適合していました。

＜ダイオキシン類による環境汚染状況の調査結果＞

調査対象	調査地点	検査件数	ダイオキシン類濃度		環境基準 (pg:ピコグラム)
			濃度範囲	平均	
大気	3	6	0.021~0.044pg-TEQ/m ³	0.032pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年間平均値)
河川水	6	12	0.074~0.95pg-TEQ/L	0.36pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下(年間平均値)
河川底質	6	6	0.13~7.2pg-TEQ/g	2.5pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下
地下水	3	3	0.084~0.16pg-TEQ/L	0.12pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下(年間平均値)
土壌	6	6	0.37~4.7pg-TEQ/g	1.7pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g以下
計	24	33			

・単位記号「pg-TEQ」とは、「pg」(ピコグラム)は、1兆分の1g。「-TEQ」(毒性等量)は、ダイオキシン類の毒性を換算した値であることを示す符号。ダイオキシン類にはたくさんの種類があり、毒性がさまざまなので、換算値で評価します。

○食品中の汚染及び分布状況の把握【農産園芸課】

県内の主要農産物(米を除く)を対象に、カドミウム、ヒ素及び鉛の含有濃度について18市町32か所で実態調査を行いました。カドミウム及び鉛については、国内基準(国内基準が無い場合は参考とするコーデックス委員会※)による基準値をいずれも下回っていました。また、ヒ素については、現在、参考となる基準値はありませんが、いずれも検出されませんでした(検出限界以下)。

※ コーデックス委員会は、消費者の健康の保護などを目的とする国際的な政府間機関で、国際食品規格の策定などを行っています。

アクション10 遺伝子組換え食品の検査

消費者が自らの判断に基づいて適切に食品を選択できるよう遺伝子組換え食品の適切な生産及び流通と適正表示を推進します。

○県内産非遺伝子組換え大豆の生産体制の整備【農産園芸課】

県内の原種ほ場で生産された大豆種子について、民間分析機関に委託し、遺伝子組換え検査をしました。遺伝子組換え大豆種子の混入はありませんでした。

＜遺伝子組換え検査結果＞

検査対象品目	検体数	結果
大豆種子(原種ほ場)	1	遺伝子組換え品は不検出
トウモロコシ穀粒	8	遺伝子組換え品は不検出
トウモロコシ加工品	8	遺伝子組換え品は不検出
ジャガイモ加工品	8	遺伝子組換え品は不検出
輸入大豆	8	遺伝子組換え品は不検出

○安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通防止【生活衛生課】

小売店で販売されていたトウモロコシ穀粒(8検体)、加工品(8検体)、ジャガイモ加工品(8検体)について、遺伝子組換え検査をしました。遺伝子組換え品は検出されませんでした。

また、大豆加工食品製造施設(8施設)において原材料として使用される輸入大豆8検体(アメリカ産3、カナダ産5)について、遺伝子組換え検査をしました。遺伝子組換え大豆は検出されませんでした。

○遺伝子組換え食品を使用した加工食品に係る適正表示の推進【生活衛生課】

豆腐、みそ、豆乳などの大豆加工食品を製造する 29 施設を対象に「施設内で原料大豆が適正に管理されているか」「非遺伝子組換え」として取り扱われている原料大豆について I P ハンドリング(分別生産流通管理)が適正に行われているか」について監視指導を行いました。すべての施設においていずれも適正でした。

アクション 11 食品添加物の検査と適正使用の推進

食品添加物が適切な用途と使用量で使用され、使用した食品に正しく表示されていることを検証し、安全な食品の流通を図ります。

○食品添加物の適正な使用及び表示の指導【生活衛生課】

県内に流通する食品(452 検体)について、保存料や着色料、防かび剤の検査(延べ 4,021 項目)を行いました。成分規格違反(1 件)、表示違反(3 件)があったため、事業者に対し改善・再発防止を指導しました。

成分規格違反については食品衛生法に基づき回収を命じました。

<違反事例>

違反種別	食品の種類	違反が判明した食品添加物名
成分規格違反	食肉製品	発色剤(亜硝酸ナトリウム)
表示違反	漬物	サッカリンナトリウム
	漬物	サッカリンナトリウム
	漬物	着色料(赤 102 号)

○輸入食品に係る食品添加物の検査の実施【生活衛生課】

県内に流通する輸入食品(132 検体(上記 452 検体の内数))について、保存料や着色料、防かび剤の検査(延べ 801 項目)を行いました。違反はありませんでした。

<食品添加物の検査一覧>

検体数 (実数)	保存料		着色料		亜硝酸 ナトリウム		二酸化硫黄 及び 亜硫酸		サッカリン ナトリウム、 アセスルファム カリウム		TBHQ		サイクラミン酸		防かび剤		延べ 項目数
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
452 (132)	389 (101)	1556 (404)	261 (34)	2092 (272)	68 (1)	68 (1)	61 (49)	61 (49)	207 (38)	207 (38)	6 (6)	6 (6)	11 (11)	11 (11)	10 (10)	20 (20)	4,021 (801)

(): 輸入食品数(内数)

アクション 12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査【重点 1】

畜産物の安全性を検査により科学的に確認し、県民に安全な畜産物を供給します。

- 牛、豚、鶏の生産段階での耐性菌発現状況調査と生産者に対する動物用医薬品の適正使用の指導【畜産課】
家畜由来細菌の薬剤耐性調査を行い、家畜に投与する動物用医薬品の選択の指標としました。
また、生産者に対し動物用医薬品の適正使用を指導しました。

- 流通販売段階の検査の実施【生活衛生課】

県内のと畜場及び食鳥処理場で処理された食肉並びに県内に流通する輸入食肉(計 300 個体)について、残留動物用医薬品などの検査(延べ 8,568 項目)を行いました。違反はありませんでした。

＜薬剤耐性調査の検査実数(家畜保健衛生所別)＞

区分	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
牛	1	2	2	2	4	11
豚	1	1	1	1	1	5
鶏	2	2	2	2	0	8
合計	4	5	5	5	5	24

＜食肉中の残留動物用医薬品等検査結果＞

区分	検査個体数	検査項目数
抗生物質・合成抗菌剤	230(35)	8,478
内部寄生虫用剤	60(20)	80
ホルモン剤	10(10)	10
合計	300(65)	8,568

():輸入肉(内数)

アクション 13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導

健康食品のうち無承認無許可医薬品に該当する製品による健康被害の未然防止を図ります。

- 健康食品の買上げ検査の実施【薬務水道課】

痩身効果及び男性機能の増強回復を標ぼう、暗示又は印象を与える健康食品(20 品目)を買上げ、医薬品成分(20 項目)の検査を行った結果、いずれも検出されませんでした。

また、国と連携して、県内のいわゆるアダルトショップから男性機能の増強回復を標ぼう、暗示又は印象を与える健康食品(5 品目)を買上げ、同様に医薬品成分の検査を行った結果、いずれも検出されませんでした。

- 健康食品取扱事業者に対する法令等講習会、監視指導の実施【薬務水道課】

健康食品の製造や販売、広告を行う事業者に対し、薬事法や食品衛生法などの関係法令の講習会を県内各地で開催(開催回数: 4 回、参加者数: 220 名)し、無承認無許可医薬品の製造、流通、広告の未然防止に努めました。

また、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品を排除するため、医薬品販売業者や健康食品取扱業者の監視指導(596 件)を行いました。陳列棚などで効能効果の標ぼうがあったため(22 件)、指導を行いました。

＜健康食品販売施設等監視数＞

区分	立入施設数	違反施設数
医薬品販売業	337	14
その他の販売業	240	8
健康食品製造業者	18	0
その他(広告業者等)	1	0
合計	596	22

【生活衛生課】

健康食品製造施設のうち、錠剤又はカプセル状などの食品を製造している 21 施設に立入調査を行い、安全な食品を供給するために必要な衛生管理への自主的な取り組み状況を把握するとともに、適正な表示の指導を行いました。

- 県民向け講座の開催【薬務水道課】

県内各地で「健康食品県民講座」を開催し、健康食品に対する正しい知識の普及に努めました(開催回数: 11 回、参加者数: 394 名)。(参照: アクション 22「県民を対象とした講習会等の開催」)

アクション 14 輸入食品の検査【重点 1】

県内に流通する輸入食品について安全性を確認します。

○県内に流通する輸入食品に係る検査の実施【生活衛生課】

県内に流通する輸入食品について残留農薬や食品添加物の検査を行いました。違反はありませんでした。

輸入食品の検査種別		検体数	延べ検査項目数	検査結果
残留農薬	生鮮食品	87	17,574	違反なし
	加工食品	50	1,450	違反なし
食品添加物		132	801	違反なし
残留抗生物質		21	94	違反なし

○輸入食品の違反状況等情報収集に係る国や他自治体との連携強化 【生活衛生課】

検査結果を県のホームページで公表するとともに県民の問い合わせに応じ、正しい知識の普及に努めました。

他の地方自治体から情報提供のあった「回収命令」「自主回収」については関係機関に迅速に連絡し、必要な措置を行いました。

(3) 適正表示の推進

アクション 15 食品表示の監視指導【重点 3】

県民が安心して食品を選択できるよう食品表示の適正化を図ります。

○「食品表示適正化強化月間」の実施【環境生活政策課、保健医療課、生活衛生課、薬務水道課】

7月と12月を「食品表示適正化強化月間」とし、食品表示を所管する部局や関係機関が合同で立入検査(395店舗(H23 全期では769店舗))を行い、県内に流通する食品の表示の適正化に努めました。

○食品表示の監視指導の強化【環境生活政策課、生活衛生課】

食品表示に関する疑義情報が寄せられた場合には、必要に応じ食品衛生法、JAS法、景品表示法等に基づく立入検査を行い、違反した事業者には厳格に対応しました。平成23年度は、不適正な食品表示をしていたことが確認された1事業者について、JAS法に基づく指示・公表を行いました。

○食品表示総合講習会の実施【生活衛生課】

食品製造業者や飲食店営業者などの食品関連事業者を対象に食品表示総合講習会を開催(開催回数:2回、参加者数:215名)し、食品表示関係法令の周知徹底とコンプライアンス意識の向上に努めました。

講習会名	実施回数	参加者数	内容
食品表示総合講習会	2回	215名	食品表示関係法令の周知徹底 コンプライアンス意識の向上

○事業者等からの個別相談に対する関係部局間の連携強化、総括的な回答【生活衛生課】

県保健所を食品表示に関する相談窓口として位置づけ、事業者などからの相談に迅速かつ的確に対応するよう努めました。(参照:アクション24「食品に関する相談窓口の開設」)

○健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査の実施【保健医療課】

特定保健用食品製造施設に立入検査を行い、特定保健用食品の適正な表示について指導しました。

○JAS法に基づく食品製造施設、流通販売施設に対する適正表示の指導【生活衛生課】

平成23年度は、1,093店舗(食品表示の所管部局等による合同立入検査を含む。)に立入検査を行い、26,115品目について表示の確認を行いました。25,440品目(97.4%)には適正な表示がなされていました。

アクション 16 「顔の見える食品表示」の普及

正確な情報提供とともに、消費者が安心して購入できる、生産者の顔が見える食品表示を推進します。

○「顔の見える食品表示」をする販売店の拡大【生活衛生課】

当計画においては、店頭で販売されている県産農産物に生産者の情報が記載されているものを「顔の見える食品表示」と定義し、販売店の拡大を図ることを目標としています。

ぎふグリーン農業で栽培された農産物(ぎふグリーン農産物)には、生産者名や生産地名を記載した「栽培管理票」が表示され「顔の見える食品表示」が行われています。ぎふグリーン農産物の販売店は、県内多数に及んでいます。

○「顔の見える食品表示」が行われている「ぎふグリーン農業」の認知度の向上【生活衛生課】

ぎふグリーン農業の認知度の向上が、消費者によるぎふグリーン農産物の選択につながり、中長期的には販売店の拡大につながると考えられることから、県が作成する情報誌「食卓の安全・安心ニュース」(県内の市町村や学校、幼稚園、保育所に送付、各種会合で配布)にぎふグリーン農業をPRする記事を掲載し、認知度の向上を図りました。

アクション 17 食品表示ウォッチャーの活用【重点3】

日常の購買行動を通じて食品の表示状況を確認し、不適正な表示に関する情報を県に報告する「食品表示ウォッチャー」を配置し、食品表示の適正化を推進します。

○食品表示ウォッチャーの公募の実施、食品表示に関する知識の向上【生活衛生課】

消費者の立場で食品表示を確認していただく「食品表示ウォッチャー」を県民の皆さんから募集し、130名の方に委嘱しました。食品表示ウォッチャーに対し県内5か所で研修会を開催(参加者数:46名)し、食品表示に関する知識の向上を図りました。

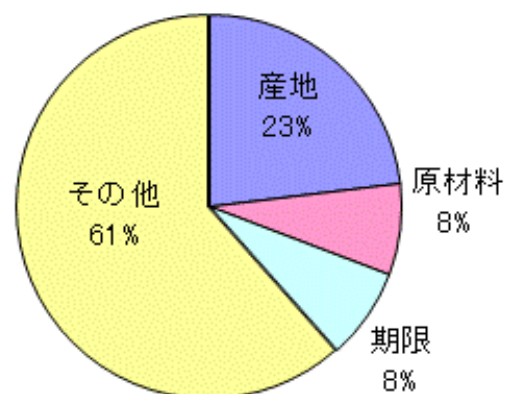
○食品表示ウォッチャーからの情報に基づく食品の表示検査の実施【生活衛生課】

食品表示ウォッチャーには、日常の買物の中で食品表示を確認していただき、不適正な表示があれば報告していただきました(報告件数:質問を含め13件)。報告のあった店舗には県が立入検査を行い、指導を行いました。

<食品表示ウォッチャーからの報告事例>

- ・名称の欄に商品名が記載されている。
- ・製造者名、製造所所在地が記載されていない。
- ・果物の産地の表示がない。

<食品表示ウォッチャーからの情報提供の内容>



着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

(4) 県民と食品関連事業者の信頼確保

アクション18 消費者と生産者との交流の推進

消費者と生産者との交流によって相互の信頼関係を深めることにより県民の食に対する安心感の向上を図ります。

○生産現場の視察、生産者との意見交換等の実施【生活衛生課】

食品の生産現場の視察をし、食品の安全性について楽しく学ぶ「食品安全セミナー」を開催し、農産物の生産者や食品製造業者と消費者との交流を深めました(開催回数: 2回、参加者数: 82名)。

実施日	実施内容	参加者数
H23.8.31	特別栽培米生産地、J A 飛騨ニートの見学	42名
H23.9.2	特別栽培米生産地、J A 飛騨ニートの見学	40名
計		82名

○消費者に対するアンケート調査の実施【農産物流通課】

消費者の購買行動・意識の実態を把握するため、県政モニター(489名)にアンケート調査を行いました。

<消費者の購買行動・意識等に関するアンケート調査結果>

県民の皆さんは、農産物を購入するときに「鮮度」「価格」「安全性」を重視しています。

約85%の方が「岐阜県産」又は「国産」を重視しています。

岐阜県産を選ぶ理由として、14.5%の方が「安心」を挙げました。

また、約87%の方が「地産地消」の取り組みに興味があると回答しました。その理由として、新鮮な農産物が手に入ることや、地元農産物の活用を通じて、地域農業の活性化につながることを挙げました。

○生産現場の視察、農作業体験、生産者との意見交換等の実施、食品関連事業者や消費者団体などが実施する交流事業の活動支援【農産園芸課】

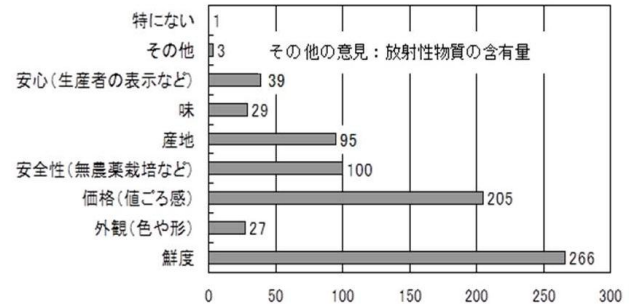
農業普及指導員が中心となって、一般消費者や小中学生、親子などを対象に、出前講座や収穫体験、生産現場の視察を行いました。

○県内農産物の直接対面販売の実施【農産園芸課】

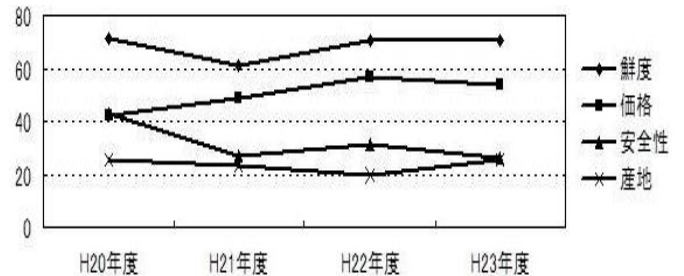
各種イベント・フェアで直接対面販売(量販店等でのぎふグリーン農業等のPR活動を含む)を実施(97回)しました。

農産物を購入するときにまず気に留めること

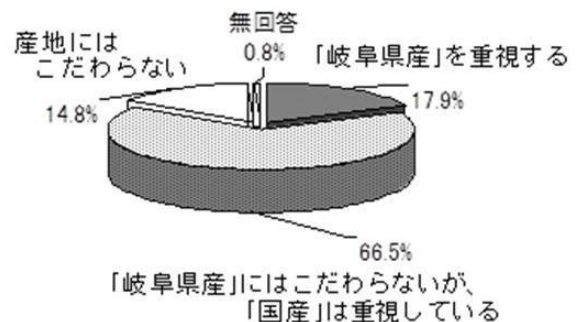
(複数回答あり)



回答における、鮮度、価格、安全性の年次変化



農産物の産地に対するこだわりについて



アクション 19 地産地消の推進【重点 2】

消費者と生産者・流通業者等との協働により、地域内で生産された新鮮な農産物を地域内で消費する地産地消を推進します。

○「県産品愛用推進宣言の店」の指定、PRの実施【地域産業課】

県産品を販売、利用することを宣言し、一定の基準を満たす愛用計画を作成した飲食店や販売店を「県産品愛用推進宣言の店」として県が指定しています。

宣言の店には名板の貸与、県広報媒体を活用した紹介などの支援を行い、県産品の利用拡大を図っています。

平成 23 年度は、新たに 27 店舗(飲食の部 21 店舗、食品製造販売の部 5 店舗、販売の部 1 店舗)を指定し、平成 24 年 3 月末で 265 店舗(飲食の部 178 店舗、食品製造販売の部 11 店舗、販売の部 76 店舗)となりました。

○朝市や直売所における県産農産物及びその加工品の販売促進【農産物流通課】

朝市・直売所情報誌「朝とれー asaichi trekking」を制作し、朝市・直売所や道の駅に配布・設置することで一般消費者に朝市・直売所に関する情報を提供し、利用向上に努めました。また、朝市・直売所情報を載せている県のホームページを更新しました。また、朝市・直売所の運営者を対象に研修会を開催し、魅力ある直売所づくりを支援しました。

朝市・直売所の販売額は、115 億円でした。

○学校給食での県産農産物の利用拡大の推進【農産物流通課】

学校給食における県産の玄米や、小麦粉、米粉(米粉パン)、大豆、きのこ類、青果物の利用に対する支援を行いました。また、県産農産物を使用した学校給食用の加工食品の開発を支援し、県産農産物の利用拡大に努めました。

学校給食における玄米については、すべて県内産を利用しました。

県内産野菜・果実などの利用量は 922t で、中間目標値(1,000t)を下回りました。引き続き利用拡大を推進します。

○五感体験による食農教育の推進【農産物流通課】

平成 18 年に作成した「幼児食農教育プログラム」を取り入れ、子どもたちが農作物を栽培して食べる体験を行う幼稚園・保育園をモデル園として指定し、五感を使った栽培体験や調理体験などの食農教育を推進しました。

平成 23 年度までに 81 園をモデル園として指定し、教材として野菜の種子を配布するなどの支援を行いました。

また、県内の幼稚園・保育園に、食農体験活動を支援するチームを派遣(44 施設、72 回)し、幼児に対する食農教育を行いました。これにより、これまでは設備の不足や指導力不足のため独力で調理体験が実施できなかった施設においても、子どもたちが自ら調理する「キッズキッチン活動」を取り入れた食農教育を実施することができました。

○学校給食での県産牛乳の利用拡大の推進【畜産課】

成長過程にある児童・生徒に対し、県内産牛乳を安定的に供給することができました(学校給食の牛乳消費量に占める県内産牛乳の割合:100%)。

学校給食用牛乳の安全・安心の信頼性向上のため、学乳供給工場の衛生指導を行いました。

また、乳業工場の担当者を対象に講習会を開催し、衛生管理の向上に努めました。

アクション 20 トレーサビリティの推進

食の安全と安心の確保のため、だれがどこでどのように生産し、どのような流通経路を経て消費へ至るのかを把握できるトレーサビリティシステムを推進します。

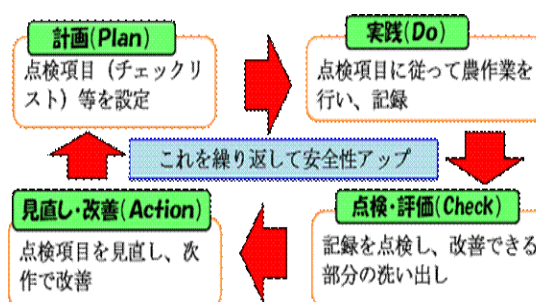
○農業生産工程管理(GAP)の普及、促進【農産園芸課】

農業普及指導員・JA 営農指導員を対象とした GAP 指導者養成講座の開催や、県 GAP 推進マニュアルの改訂を行い、GAP の普及啓発に努めました。県内の 28 生産組織において GAP が導入されました。

<GAP(ギャップ)とは>

GAP(Good(良い) Agricultural(農業) Practice(実施)の略)とは、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程全体のリスクを管理し、適正な農業を実施していくことです。「適正農業管理」「生産工程管理」などと訳されています。

GAPの実践方法は、食品安全・環境保全などの観点から注意すべき点検項目を定め、適正な農業生産方法をマニュアル化し、これに沿って行った農作業などを記録に残して、検証・見直し・改善を行い(PDCA サイクル)、農業生産工程を管理します。トレーサビリティシステム構築の前提には GAP の普及が必須であるため、その取り組みを促進することが重要です。



○米トレーサビリティ法の施行に伴う制度周知【生活衛生課】

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が平成 23 年 7 月から完全施行されました。県内の米穀店等 252 の事業所に立ち入り、制度の周知及び指導を行いました。また、事業者及び消費者を対象に説明会等を行いました(実施回数:174 回、参加者数:19,178 名)。

アクション 21 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上【重点 3】

食品関連事業者が、食品を正しく取り扱い、適正な表示を付して消費者に提供するために、その基本となる関係法律の理解と、コンプライアンスの徹底を推進します。

○事業者向けの講習会の実施、種々の機会を通じたコンプライアンスの徹底【生活衛生課】

食肉処理業者や飲食店営業者などの食品関連事業者を対象に食品表示総合講習会を開催(開催回数:2 回、参加者数:215 名)し、食品表示関係法令の周知徹底とコンプライアンス意識の向上に努めました。

食品衛生責任者の資格を取得するための食品衛生責任者養成講習会(19 回)、食品衛生責任者再教育講習会(173 回)を行い、食品衛生法上の責務や自主管理の重要性と具体的な推進方法の周知に努めました。(再掲:アクション 4「食品関連施設における自主管理体制の推進」、アクション 15「食品表示の監視指導」)

講習会名	実施回数	参加者数
食品表示総合講習会	2 回	215 名
食品衛生責任者養成講習会	19 回	1,243 名
食品衛生責任者再教育講習会	173 回	21,776 名

○事業者の管理運営要領の作成の支援【生活衛生課】

岐阜県食品衛生法施行条例に基づき、食品関連事業者は「管理運営要領」を作成・遵守する必要があります。県は、「食品事業者のための衛生管理マニュアル作成の手引き」(県作成)を用いて、自主衛生管理推進支援研修会を行い(実施回数:2 回、参加者数:42 名)、食品関連事業者による管理運営要領の作成を支援しました。

(再掲:アクション 4「食品関連施設における自主管理体制の推進」)

(5) 積極的な情報開示及び知識の普及

アクション 22 県民を対象とした講習会等の開催

消費者が食品に関する情報を正しく判断し賢く食品を選択できるよう、食品の安全性に関する知識を普及します。

○県民を対象とした講習会等の開催【生活衛生課】

県民の皆さんを対象に食品表示全般に関する基礎的な知識を学ぶ「食品表示基礎講座」を県内各地で開催しました(開催回数:11回、受講者数:734名)。

○消費者(団体、グループ等)等が開催する食の安全に関する講習会への職員の派遣【生活衛生課】

食品安全をテーマに県職員が話をする出前講座「食品の安全 知っ得講座」を開催しました(開催回数:17回、参加者数:420名)。

子どもたちに、食品のリスクに関する知識を伝えるため「ジュニア食品安全クイズ大会」を行いました(開催回数:12回、参加者数:1,208名)。

＜出前講座の実施状況＞

テーマ	回数	参加者数
食品表示	6回	125名
食品添加物	2回	49名
食の安全	5回	83名
輸入食品	1回	13名
食中毒	2回	87名
食品の放射能	1回	63名
合計	17回	420名

【保健医療課】

食品表示を正しく読み取れるよう、県民の皆さんを対象に食品表示講習会を開催しました。

講習会名	実施回数	参加者数	内容
食品表示講習会	2回	66名	食品表示の見方

○「健康食品県民講座」を開催【薬務水道課】

いわゆる健康食品が数多く流通しており、消費者の関心は非常に高いものがあります。しかし、外国製健康食品が原因と思われる健康被害や、消費者と製造者・販売者とのトラブルが一部で発生しています。

このような不適切な事例を未然に防止し、健康食品を利用する消費者の安全確保を図るため、県下11か所で「健康食品県民講座」(参加者数:394名)を開催しました。

講習会名	開催回数	参加者数	内容
健康食品県民講座	11回	394名	健康食品に関する正しい知識

アクション 23 ホームページ・広報資料等による情報提供

消費者に対し、各種媒体を通じ食品の安全に関する情報提供を行い、消費者の食品に対する安心感の向上を図ります。

○県の実施した食品安全確保に関する施策について、その概要と結果の公表【生活衛生課】

前年度に県が行った食品安全確保に関する施策の結果をとりまとめ、食品安全基本条例に基づき、議会に報告しました。また、県のホームページで公表しました。

○県ホームページ「食品の安全・安心」の充実【生活衛生課】

県のホームページ「食品の安全・安心」では、リスクコミュニケーション、食品の検査、食品表示、食品の自主回収情報など、食品に関するさまざまな情報を提供しました。食品の放射性物質汚染に関する情報提供も行いました。

○食品安全に関する積極的な広報の実施【生活衛生課】

ホームページ、県広報紙などを通じ、食品の安全に関する情報提供を行いました。

県が作成する情報誌「食卓の安全・安心ニュース」を9回発行(県内市町村、学校、幼稚園、保育所等に送付、各種会合等で配布)し、食品の放射性物質汚染に関する情報提供などを行いました。

アクション 24 食品に関する相談窓口の開設【重点 4】

食品や食品の安全性に関する県民の質問や相談に対し、適切な情報提供やアドバイスを行います。

- 「食の安全相談窓口」や「食品表示 110 番」などを通じた食品の関係情報の収集【環境生活政策課、生活衛生課】

食品に関する苦情、相談に対応するため各種相談窓口を設置しています。

相談窓口では、県民の皆さんからの問い合わせや、県に対する要望・提言を 5,812 件受けました。これらのうち、法違反が疑われるものについては調査を行い、適切に指導を行いました。

- 「食品安全相談員」の設置【生活衛生課】

平成 20 年度から 5 保健所(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨)及び県民生活相談センターに、専門的な知識を有する「食品安全相談員」を配置し、県民の皆さんからの相談に応えました。

<相談窓口等別受付件数>

相談窓口	関係機関	受付件数	内 訳			
			苦 情	問い合わせ	要望・提言	営業許可関係
食の安全相談窓口	生活衛生課、県保健所	624	291	248	102	—
食品表示 110 番	生活衛生課	316	2	313	1	—
消費者相談	環境生活政策課 県民生活相談センター	79	51	26	2	—
食品安全相談員	県民生活相談センター	39	14	25	—	—
	5 保健所	4,754	70	1,261	24	3,399
合 計		5,812	428 (7.4%)	1,873 (32.2%)	129 (2.2%)	3,399 (58.5%)

※ 内訳は、同時に複数の相談があった場合は複数項目で計上しているため、受付件数と一致しない場合があります。

(6) 県民の意見の反映

アクション 25 リスクコミュニケーションの推進

食品のリスクや食品安全対策について、県民の理解を深め、県民の意見に配慮した施策を行います。

- 食品安全対策協議会の開催【生活衛生課】

消費者、生産者、流通業者、学識経験者の代表で構成する「食品安全対策協議会」を開催し、県の施策に関する意見交換を行いました。

開催日	議 題
7月29日	昨年度の食品安全施策に対する評価
10月18日	食品の放射能汚染ごどのように向き合っていくか ～食品の安全・安心シンポジウムに向けて～
2月7日	「岐阜県食品安全行動基本計画」の方向、内容について

- 意見交換会の開催【生活衛生課】

意見交換会を 5 回開催 (参加者数:176 名) し、食品のリスクに関する情報や意見の交換を行いました。

- シンポジウムの開催【生活衛生課】

東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故による食品の放射性物質汚染という事態を受け、県内 5 か所で食品の放射性物質汚染をテーマにミニシンポジウムを開催しました(参加者数:317 名)。また、肉の生食による集団食中毒事件を受け、県内 2 か所で腸管出血性大腸菌をテーマにミニシンポジウムを開催しました(参加者数:121 名)。

11 月には、食品の安全・安心シンポジウムを開催(参加者数:170 名)しました。終了後のアンケートでは、回答者(89 名)の 61%が、食品に対する不安な気持ちが減ったと回答しました。内容は県ホームページに掲載し、当日参加できなかった方への情報提供に努めました。

<食品の安全・安心シンポジウムの内容>

基調講演	放射線の人体への影響 ～食品とのかかわりを中心として～ (社)岐阜県放射線技師会 副会長 安田鋭介氏(大垣市民病院)
パネルディスカッション	食品の放射能汚染にどのように向き合っていくか

○食品安全対策モニターの養成、支援【生活衛生課】

平成 23 年度は、食品安全対策モニターを新たに 53 名養成しました。(平成 23 年度末:411 名)

食品安全対策モニターの皆さんには、食品の安全に関するアンケート調査にご協力いただいたり、県と消費者を結ぶ窓口として県民の皆さんの声を県にお届けいただいたりと、活躍していただきました。

○ホームページでの情報提供、重要施策に係るパブリックコメントの実施【生活衛生課】

県のホームページ「食品の安全・安心」に、食品のリスクに関する情報を掲載しました。

「岐阜県食品衛生監視指導計画」の策定の際には、パブリックコメントを実施し、計画に反映させました。

アクション 26 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取

食品や食品の安全性に関する意見や情報を幅広く聴取し、県民の意見に配慮した県民参加型の食品安全行政を推進します。

○各種モニターの研修の充実、積極的な情報提供【生活衛生課】

各種モニター(食品安全対策モニター・食品表示ウォッチャー・消費者サポーター)を対象に研修会を開催し、食品のリスクに関する情報や意見の交換をしました。

研修会名	実施回数	参加者数	内容
各種モニター合同研修会	2回	26名	食品の表示に関する情報提供、意見交換

食品表示ウォッチャー(130 名)には、日常の買物をしながら食品表示を確認していただき、不適正な表示があれば、報告していただきました。(参照:アクション 17「食品表示ウォッチャーの活用」)

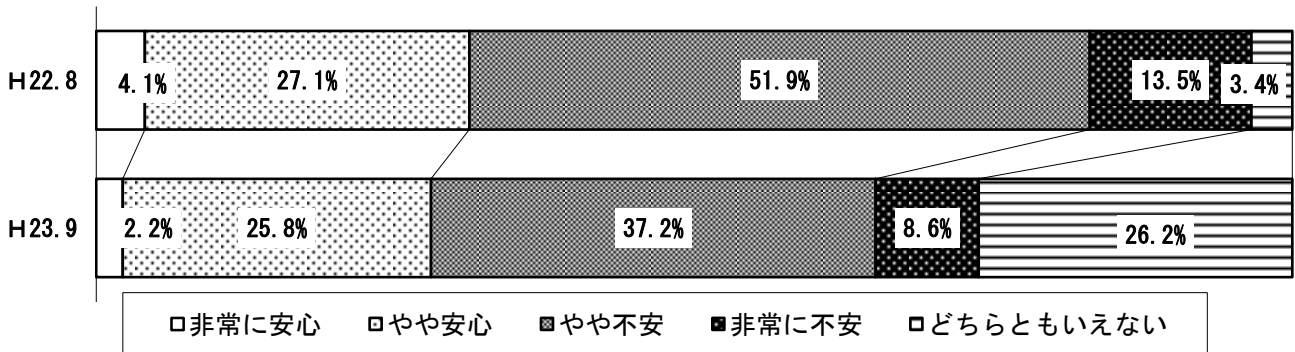
○各種モニターに対するアンケートの実施【生活衛生課】

安全・安心な食生活の確保に必要な施策の参考とするため、各種モニターを対象にアンケート調査を行いました。

食品の安全性について「非常に不安」「どちらかといえば不安」と回答された方は約 46%で、平成 22 年度に比べ約 19%減少し、平成 18 年度の調査開始以来、初めて 50%以下となりました。一方、「どちらともいえない」と回答された方は約 26%で、平成 22 年度に比べ 23%増加しました。食品の放射性物質汚染の影響があったと考えられます。

不安に感じる項目の上位 3 項目は「輸入食品」「食品添加物」「残留農薬」でした。平成 18 年度の調査開始以来、常にこの 3 項目が上位 3 項目となっています。食品の放射能汚染は 4 位、食中毒は 6 位でした。

<食品の安全性についてどのように感じているか>



着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

(7)危機管理体制の整備

アクション27 食品の危機管理に関するマニュアルの徹底

危機管理体制を整備し、食品事故など県民の健康を脅かす事態に対して、迅速かつ確に対応します。

○必要に応じたマニュアルの改定【生活衛生課】

「毒物中毒等危機管理マニュアル」について、緊急連絡網を更新し、連絡体制を整備しました。

○関係職員に対するマニュアルの周知、技術向上のための研修会の開催【健康福祉政策課、保健医療課、生活衛生課】

「岐阜県健康危機管理対策の指針」について、県のホームページに掲載し、周知を図りました。

「感染症対策マニュアル」について、保健所担当者会議などにおいて、関係職員に周知しました。

「食中毒調査マニュアル」「食中毒検査マニュアル」「毒物中毒等危機管理マニュアル」について、食品衛生監視員研修会などで関係職員に周知しました。

アクション28 食品の危機管理に関する連携【重点4】

食品関連事業者に対して、食品の安全性に関する情報を迅速に提供し、食品による健康被害の未然防止を図ります。

○「食品安全連絡会議」による連携、危機管理体制の構築【生活衛生課】

食品関連事業者と行政関係機関が一体となって食品の安全確保に取り組むため平成20年3月に設置した食品安全連絡会議を、平成23年度は2回開催しました。

この連絡会議では、食品の危機管理情報を共有し、食品による健康被害の発生及びその拡大防止を図るため、電子メールを活用した「食品安全連絡会議情報ネットワーク」を運用しています。

平成23年度は、食品の自主回収情報など123件を会議メンバー(配信先:22件)に配信しました。

○食品の自主回収情報の提供の徹底【生活衛生課】

食品による健康被害の発生及び拡大を未然に防止するため、違反食品の回収情報や食中毒警報の発令情報を「食品緊急情報メール」として、配信希望者に電子メールで配信しています。

平成23年度は、123件を配信(配信先:343件(平成23年度末))しました。

(8)調査研究の推進等

アクション29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究

食品の生産から消費までの安全性に関する諸課題について、調査研究を実施して課題の解決を図り、安全な食品の確保を推進します。

○研究開発の推進【研究開発課】

農産物生産技術の研究や、輸入農産物や加工食品に対応した食品の安全性に関する調査研究を実施しました。

また、食品安全に関する検査・分析方法の開発・改良に努めました。

○成果の普及【研究開発課】

研究成果を利用につなげるため、県の各試験研究機関において、研究成果の発表会の開催や研究年報への掲載、その他の各種広報媒体を用いたPRに努めました。

アクション 30 食品の監視指導等に関する調査研究

食品の監視指導技術や検査手法の向上を図り、効率的な施策の実施に役立てます。

- 食中毒や不良食品の発生時の対応やその原因に関する科学的な解明、食品衛生営業施設に対する効率的な監視指導方法などについての調査研究の実施【生活衛生課】

岐阜県食品衛生監視員研修会を開催(参加者数:62名)し、食品衛生監視員の知識・技術の向上に努めました。研修会では、放射線についての特別講演や食中毒事件などの事例発表(12題)を行いました。

研修会名	開催日	参加者数
岐阜県食品衛生監視員研修会	H23.6.23~24	62名
岐阜県食肉衛生検査技術研修会	H24.2.9	35名
岐阜県家畜保健衛生業績発表会	H23.12.16	84名

- と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上、食肉関連施設の衛生管理の向上、食肉の細菌汚染

や動物用医薬品等の残留などに関する調査研究の実施【食肉衛生検査所】

岐阜県食肉衛生検査技術研修会を開催(参加者数:35名)し、と畜検査員や食鳥検査員の知識・検査技術の向上に努めました。研修会では、家畜の生産段階における微生物汚染実態調査に関する特別講演や食肉関連施設の衛生管理などに関する調査研究発表(10題)を行いました。

- 家畜の疾病の発生防止や発生時の対応、適切な飼養管理の指導などに関する調査研究の実施【畜産課】

家畜防疫員 44 名が、家畜の疾病の発生状況とその対応、畜産物の安全性確保のための検査、家畜の適正な飼養管理の方法、病気の診断技術などに関し、向上に努めました。

また、その成果を岐阜県家畜保健衛生業績発表会において発表し、関係機関(畜産研究所、農林事務所、開業獣医師など)からの参加者との意見・情報交換を行い、家畜防疫員の技術研鑽に努めました(参加者数:84名)。

(9)食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

アクション 31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練

食品の安全性確保に関する指導や助言などを専門的な立場から適切に実施するため、関係職員の知識や技術の向上を目指します。

- 食品表示関係部局合同での各担当職員に対する食品表示研修会の実施【生活衛生課】

食品衛生法、JAS 法、米トレーサビリティ法の各法令担当者を対象に食品表示担当職員研修会を開催(参加者数:30名)し、食品の適正表示に関する監視技術の向上を図りました。

- 保健所試験検査担当者研修会の実施【生活衛生課】

保健所検査担当者研修会(理化学検査技術研修、微生物検査技術研修など)を開催(開催回数:3回、参加者数:49名)し、食品の理化学・微生物検査技術に関する最新の知識・技術の習得に努めました。

- 国等が開催する各種の技術研修会への参加【生活衛生課】

国などが開催する各種の技術研修会に参加し、食品衛生関係業務の遂行に必要な知識の習得、と畜検査員や食鳥検査員の知識・検査技術の向上に努めました。

【畜産課】

家畜防疫員の診断技術の向上を図るため、国などが

参加した研修会名	開催日	参加者数
東海北陸ブロック食品衛生監視員研修会	H23.8.26	15名
全国食品衛生監視員研修会	H23.10.20~21	8名
食肉衛生技術研修会及び食肉衛生発表会	H24.2.13~14	9名
食鳥衛生技術研修会及び食鳥衛生発表会	H24.2.15~16	7名
薬剤耐性菌の発現状況検査研修会	H23.6.7~9	1名
動物用医薬品品質確保検査研修会	H23.6.15~6.17	1名
家畜衛生講習会(鶏疾病特殊講習会)	H23.7.4~7.15	1名

開催する各種の技術研修会に参加し、そこで得られた知識・技術を伝達・活用し、家畜の健康及びその生産物の安全確保に努めました。

○家畜衛生地理情報システムの整備、関係職員の研修の実施【畜産課】

「県域統合型 GIS」に農家情報、畜産関連情報を整備し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの感染症が発生した際に迅速な防疫対応ができるよう備えています。

また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が発生した場合の移動制限域の設定や消毒ポイントの設置などについて「家畜衛生地理情報システム」を活用した机上防疫演習を行いました(開催回数: 2回、参加者数:65名)。

また、国が整備するシステムの研修会に参加しました(参加回数: 1回、参加者数: 2名)。

○動物薬事研修会の実施【畜産課】

家畜保健衛生所の薬事監視員を対象に動物薬事研修会を開催し(参加者数:20名)、動物用医薬品の販売業に関する制度や申請・届出方法に関する研修を行いました。

アクション 32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援

自主的な活動を行う指導者の育成支援を行い、食品関連事業者による食品安全確保に関する取り組みを促進します。

○(社)岐阜県食品衛生協会による食品衛生指導員の養成事業の支援【生活衛生課】

(社)岐阜県食品衛生協会は、食品衛生に関する豊富な知識と技術を有する会員を「食品衛生指導員」に委嘱しています。食品衛生指導員は、食品関連施設を巡回し、食中毒予

食品衛生指導員数(平成 23 年度末現在)	822 名
食品衛生指導員が行った巡回指導件数	62,328 件

防などの食品衛生知識の普及や、営業者が作成している自主点検表の確認、簡易細菌検査など、自主的な衛生管理活動を行っています。県は、食品衛生指導員に最新の食品衛生に関する情報を提供し、活動を支援しました。

(再掲:アクション 4「食品関連施設における自主管理体制の推進」)

○農薬管理指導士の育成、配置の推進【農産園芸課】

専門的な知識を備え、農薬取り扱いの指導的役割を担う農薬管理指導士を育成するため、農薬販売業者や防除業者、ゴルフ場農薬使用管理責任者を対象に研修を行い、新たに 103 名を認定しました。この結果、農薬管理指導士は 57 名増え、1,426 名となりました。

また、平成 18 年 5 月から施行された残留農薬基準のポジティブリスト制度や農薬の飛散防止技術について、リーフレットの作成配布や研修会の開催、各種広報誌の利用などにより農業者に周知しました。

<農薬管理指導士の認定状況(累計)>

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
農薬管理指導士	967	1,035	1,156	1,207	1,274	1,333	1,369	1,426
農薬販売業者	341	355	381	384	385	423	427	442
防除業者	231	227	210	205	206	191	195	193
ゴルフ場関係者	328	320	338	361	370	378	388	395
農薬使用に関し助言指導を行おうとする者	67	133	195	187	200	201	209	213
農業大学校生	-	-	13	33	60	68	83	105
国際園芸アカデミー	-	-	-	-	-	-	-	18
その他	-	-	19	37	53	72	67	60

数値目標の達成状況

数値目標 100 項目中、92 項目で中間目標値を達成しました。

着眼点 1 安全な食品の供給確保

(1) 安全な食品の生産

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率 (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課
1 ぎふグリーン農業の推進【重点2】	生産登録面積	12,000ha	17,367ha	145%	12,000ha	農産園芸課
	ぎふグリーン農業の認知度(県政エタの認知度)	70%	29%	41%	70%	
2 農薬の適正使用等の徹底	農薬販売店の検査	全販売店の半数	893/593 店 (全店舗数:1,185)	151%	全販売店の半数	農産園芸課
	農薬管理指導士の配置	1,300 人	1,426 人	110%	1,300 人	
	無登録農薬の販売	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	
	無登録農薬の使用	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	
	県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	
	農薬削減技術の普及(ぎふグリーン農業登録面積)	12,000ha	17,367ha	145%	12,000ha	
3 動物用医薬品の適正使用の徹底	動物用医薬品一般販売業者(特例店舗販売業者を除く)への立入検査	全店舗数の半数	32 店/26 店 (全店舗数:51)	123%	全店舗数の半数	畜産課
	動物用医薬品特例店舗販売業者への立入検査	全店舗数の1/3	54 店/46 店 (全店舗数:138)	117%	全店舗数の1/3	
	診療獣医師に対する巡回指導	60 施設	64 施設	107%	60 施設	
	県内産農産物の動物用医薬品残留基準超過件数	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	
	畜産農家への立入・巡回指導	全農場	全農場	100%	全農場	
	薬剤耐性菌調査	24 検体	24 検体	100%	24 検体	
4 食関連施設における自主管理体制の推進	食品衛生責任者養成講習会	15 回	19 回	127%	15 回	生活衛生課
	食品衛生責任者再教育講習会	130 回	173 回	133%	130 回	

(2) 検査及び監視の体制の整備

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率 (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課
5 食関連施設に対する監視指導【重点1】	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	100%	123%	123%	100%	生活衛生課
6 食中毒の予防対策	食品衛生責任者再教育講習会	130 回	173 回	133%	130 回	生活衛生課
	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	100%	123%	123%	100%	
	食中毒事故防止調査事業に基づく監視指導実施率	100%	100%	100%	100%	
	中小規模調理施設における収去検査の適合率	85%以上	92%	108%	90%以上	
7 農産物の残留農薬の検査【重点1】	県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	農産園芸課
	(社)ぎふグリーン農業センターにおける自主検査件数	800 件	1,096 件	137%	800 件	生活衛生課
	流通段階の検査数	155 検体 延べ 28,000 項目	160 検体 延べ 32,320 項目	103% 115%	155 検体 延べ 28,700 項目	
8 牛海綿状脳症(BSE)の検査【重点1】	と畜場に搬入される牛の BSE 検査	全頭	全頭	100%	全頭	生活衛生課
	24ヶ月齢以上の死亡牛の BSE 検査	全頭	全頭	100%	全頭	畜産課
9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握	ダイオキシン類の環境基準超過件数(大気、水質(河川・地下水)、土壌、河川底質)	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	環境管理課
	主要農作物中の重金属等の実態調査	90 検体	96 検体	107%	90 検体	農産園芸課

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率 (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
10	遺伝子組換え食品の検査	県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査	1回	1回	100%	1回	農産園芸課
		市場流通食品の遺伝子組換え検査	30検体	32検体	107%	30検体	生活衛生課
11	食品添加物の検査と適正使用の推進	保存料、着色料等の検査	430検体	452検体	105%	430検体	生活衛生課
12	畜産物中の残留動物用医薬品等の検査【重点1】	薬剤耐性菌検査	24検体	24検体	100%	24検体	畜産課
		県内産畜産物の動物用医薬品等残留基準超過件数	ゼロ	ゼロ	100%	ゼロ	
		流通段階の残留動物用医薬品等の検査	牛肉、豚肉、鶏肉計300個体	牛肉、豚肉、鶏肉計300個体	100%	牛肉、豚肉、鶏肉計300個体	生活衛生課
13	無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導	健康食品の買い上げ検査	20品目	20品目	100%	20品目	薬務水道課
		業者法令講習会	3回 延べ参加者200人	4回 延べ参加者220人	133% 110%	3回 延べ参加者200人	
		健康食品県民講座	11回 延べ参加者500人	11回 延べ参加者394人	100% 79%	11回 延べ参加者500人	
14	輸入食品の検査【重点1】	輸入加工食品の残留農薬検査	50検体	50検体	100%	50検体	生活衛生課
		輸入農産物の残留農薬検査	80検体	87検体	109%	80検体	
		輸入食品の残留動物用医薬品検査	15検体	21検体	140%	15検体	
		輸入食品の食品添加物検査	80検体	132検体	165%	80検体	

(3)適正表示の推進

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
15	食品表示の監視指導【重点3】	食品表示適正強化月間	2回	2回	100%	2回	環境生活政策課
		各部局合同表示講習会	5回	11回	220%	5回	保健医療課
		各部局合同表示監視指導	500件	769件	154%	500件	生活衛生課
		食品表示総合講習会(事業者向け)	2回	2回	100%	2回	薬務水道課
		「食品衛生監視指導」中の施設監視達成率	100%	123%	123%	100%	生活衛生課
		「食品衛生監視指導」中の収去検査達成率	100%	105%	105%	100%	
		健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査	1施設1回	1施設1回	100%	1施設1回	保健医療課
16	「顔の見える食品表示」の普及	健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査	1,000件	1,093件	109%	1,000件	生活衛生課
		JAS法に基づく流通販売施設等の立入検査	1,000件	1,093件	109%	1,000件	生活衛生課
17	食品表示ウォッチャーの活用【重点3】	食品表示ウォッチャー数	130人	130人	100%	130人	生活衛生課

着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

(4)県民と食品関連事業者の信頼確保

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
18	消費者と生産者との交流の推進	食品安全セミナーによる農産物生産地・食品製造施設の視察	80人	82人	103%	80人	生活衛生課
		消費者に対するアンケート調査	延べ500人	延べ489人	98%	延べ500人	農産物流通課
		農産物の対面販売の実施(各種イベント時)	6回	97回	1,617%	6回	農産園芸課
19	地産地消の推進【重点2】	朝市・直売所販売額	104億円	115億円	111%	110億円	農産物流通課
		学校給食の米消費量に占める県産米の割合	100%	100%	100%	100%	
		学校給食における県内産野菜の利用量	1,000t/年	922t/年	92%	1,100t/年	
		学校給食の牛乳消費量に占める県産牛乳の割合	100%	100%	100%	100%	畜産課
	県産品愛用推進宣言の店	270店舗	265店舗	98%	300店舗	地域産業課	

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
20	トレーサビリティの推進	生産履歴情報の記帳の推進(GAPの取組件数)	20件	28件	140%	60件	農産園芸課
21	食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上【重点3】	食品表示総合講習会(事業者向け)	2回	2回	100%	2回	生活衛生課
		事業者向け法令講習会	2回	2回	100%	2回	
		食品衛生責任者養成講習会	15回	19回	127%	15回	
		食品衛生責任者再教育講習会	130回	173回	133%	130回	

(5) 積極的な情報開示及び知識の普及

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
22	県民を対象とした講習会等の開催	食品安全セミナー	80人	82人	103%	80人	生活衛生課
		健康食品県民講座	11回	11回	100%	11回	薬務水道課
			延べ参加者500人	延べ参加者394人	79%	延べ参加者500人	
		食品表示等に関する研修会	5回	13回	260%	5回	環境生活政策課 保健医療課 生活衛生課 薬務水道課
		県職員出前トーク	要請ある都度	要請ある都度	100%	要請ある都度	各課
		消費生活出前講座	要請ある都度	要請ある都度	100%	要請ある都度	環境生活政策課
23	ホームページ・広報資料等による情報提供	食品安全基本条例に基づく施策の概要と結果公表	1回	1回	100%	1回	生活衛生課
24	食品に関する相談窓口の開設【重点4】	食品安全相談員の設置	6ヶ所	6ヶ所	100%	6ヶ所	生活衛生課

(6) 県民の意見の反映

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
25	リスクコミュニケーションの推進	食品安全対策協議会	3回	3回	100%	3回	生活衛生課
		意見交換会	5回	5回	100%	5回	
		シンポジウム	1回	8回	800%	1回	
		食品安全対策モニターの養成	500人	411人	82%	500人	
		各種県民モニターに対する合同アンケート調査	1,500人	1,546人	103%	1,500人	
26	県民モニター活動を通じた県民意見の聴取	食品表示ウォッチャー数	130人	130人	100%	130人	生活衛生課
		食品安全対策モニター数	500人	411人	82%	500人	
		食品表示ウォッチャー講習会	2回	5回	250%	2回	
		食品安全対策モニター講習会(他のモニターとの合同開催)	2回	2回	100%	2回	
		食品表示ウォッチャー活動報告	随時	随時	100%	随時	
		食品安全対策モニター活動報告	随時	随時	100%	随時	

3 安全と安心を支える基盤づくり

(7) 危機管理体制の整備

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課	
27	食品の危機管理に関するマニュアルの徹底	マニュアルの徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	100%	関係職員へのマニュアルの周知徹底	健康福祉政策課 保健医療課 生活衛生課
28	食品の危機管理に関する連携【重点4】	食品緊急情報メール登録者数	300件	343件	114%	500件	生活衛生課
		食品安全連絡会議	2回	2回	100%	2回	

(8)調査研究の推進等

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課
29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究	研究成果発表会	試験研究機関1回	試験研究機関1回	100%	試験研究機関1回	研究開発課
	試験研究機関による巡回指導	30件	53件	177%	30件	
	試験研究機関への研修生の受け入れ	必要に応じ随時	必要に応じ随時	100%	必要に応じ随時	
30 食品の監視指導等に関する調査研究	食品衛生監視員研修会	1回	1回	100%	1回	生活衛生課
	食肉衛生検査技術研修会	1回	1回	100%	1回	
	家畜保健衛生業績発表会	1回	1回	100%	1回	畜産課

(9)食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

アクション	項目	中間目標値 (23年度 a)	実績値 (23年度 b)	達成率(%) (b/a)	最終目標値 (25年度)	担当課
31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練	食品表示研修会	1回	1回	100%	1回	環境生活政策課 保健医療課 生活衛生課 薬務水道課
	食品衛生監視員研修会	1回	1回	100%	1回	生活衛生課
	保健所試験検査担当者研修会	3回	3回	100%	3回	
	食肉衛生検査技術研修会	1回	1回	100%	1回	
	家畜保健衛生業績発表会	1回	1回	100%	1回	畜産課
	家畜衛生地理情報システム研修会	3回	3回	100%	3回	
	動物薬事研修会	1回	1回	100%	1回	
32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援	農業管理指導士の配置	1,300人	1,426人	110%	1,300人	農産園芸課
	食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導	60,000件	62,328件	104%	60,000件	生活衛生課

(参考)岐阜市の実績(独自で施策を展開している項目)

アクション名	項目	平成22年度実績	平成23年度実績	備考
4 食品関連施設における自主管理体制の推進	食品衛生責任者養成講習会	4回	4回	※
	食品衛生責任者再教育講習会	32回	33回	※
5 食品関連施設に対する監視指導	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	128%(1,460)	109%(1,037)	
6 食中毒の予防対策	食品衛生責任者再教育講習会	32回	33回	※
	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	128%(1,460)	109%(1,037)	
7 農産物の残留農薬の検査	県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	
	流通段階の検査数	37食品	36食品	
8 牛海綿状脳症(BSE)の検査	と畜場に搬入される牛のBSE検査	全頭(6,290)	全頭(6,306)	
9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握	ダイオキシン類の環境基準超過件数(大気、水質(河川・地下水)、土壌、河川底質)	0件	0件	
10 遺伝子組換え食品の検査	市場流通食品の遺伝子組換え検査	ゼロ	ゼロ	
11 食品添加物の検査と適正使用の推進	保存料、着色料等の検査	548項目	563項目	
12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査	流通段階の残留動物用医薬品等の検査	962個体	916個体	
15 食品表示の監視指導	食品表示適正化強化月間	2回	2回	
	各部署合同表示監視指導	118件(市場98件含む)	20件	※
	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	128%(1,460)	109%(1,037)	
	「食品衛生監視指導計画」中の収去検査達成率	102%(705)	99%(659)	

※県実績値に含む